

愛媛県農林水産研究所視察受入要領

(趣旨)

第1条 「農林水産研究所知的財産等管理委員会設置要領（以下「設置要領」という。）に基づき、農林水産研究所の視察を希望する者（以下「視察者」という。）の受入れについて、適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(受入れの判断)

第2条 視察を受け入れる組織の長は、視察受入希望日の原則1週間前までに、視察申込書（別紙様式）の提出を受け、次により受入可否を判断する。

- (1) 受入れは原則、開所日の午前8時30分から午後5時15分の間であること
- (2) 視察希望の内容が、設置要領に係る秘匿情報に抵触しないこと
- (3) 視察目的が不正なものでないこと
- (4) 視察者が団体の場合は全員の名簿添付があること
- (5) 視察責任者が明確であること
- (6) 県外からの視察者については、公的機関等からの紹介があること
- (7) 原則、海外からの視察は受け入れないこと
- (8) その他、組織の長が別に定める項目を遵守できること

(視察の対応)

第3条 視察に際して次のことに留意して実施する。

- (1) 組織の長が定める立入禁止区域には、視察者を誘導しないこと
- (2) 組織の長が定める写真等撮影禁止区域では、視察前に撮影禁止を徹底すること
- (3) 対応職員の指示に従わない場合は視察を中止すること
- (4) 視察者が多人数の場合は、目が届くよう十分な職員数で対応すること

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式)

愛媛県農林水産研究所視察申込書

年 月 日

愛媛県農林水産研究所（組織の長） 様

申請者 住所（団体にあつては、所在地）

氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

- 1 視察希望年月日 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分
- 2 視察希望項目・内容
- 3 視察目的
- 4 視察者（団体にあつては名簿を提出）
- 5 視察責任者（氏名・所属・連絡先（TEL、メールアドレス））
- 6 公的機関等からの紹介（普及組織・公設研究機関等の名称、担当者、連絡先）

（※ 畜産研究センターの視察にあつては次についても記載のこと）

- 7 直近の海外渡航の有無（渡航月日、渡航場所等）
- 8 直近の他の畜舎等への出入りの有無（月日、場所等）

【留意事項】

- ※視察目的・内容によっては対応できないことがあります。
- ※立入禁止区域、写真等撮影禁止区域に設定されている場所がありますので、視察時には視察対応職員の指示に従ってください。
- ※職員の指示に従わない場合は視察を中止いたします。